

(市指定様式)

誓約書

私は、岩出市が岩出市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合には、岩出市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。

記

- 私は、岩出市の公共工事等を受注するに際して、岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書の2に掲げる法人等のいずれにも該当しません。また、将来にわたって暴力団員等を役員等または使用人としません。
- 私は、岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書の2に掲げる者の該当の有無を確認するため、岩出市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が岩出市から和歌山県岩出警察署長（以下「岩出警察署長」という。）に提供されても異議を申しません。
- 私が本誓約書一に該当する事業者であると岩出市が岩出警察署長から通報を受け、または岩出市の調査により判明した場合は、岩出市が岩出市暴力団排除条例及び岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、岩出市ホームページ等において、その旨を公表されても異議を申しません。
- 私の使用する下請人等が、本誓約書一に該当する事業者であると岩出市が岩出警察署長から通報を受け、または岩出市の調査により判明し、岩出市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

岩出市長 殿

令和 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者 印
- ・代表者の生年月日 _____ 年 月 日

—— 岩出市暴力団排除条例（抜粋）

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事等の市が発注する事業及びその他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）市が実施する入札に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（次号において「暴力団関係者等」という。）を参加させないため措置
- （2）市と契約を締結した者に暴力団関係者等と下請の契約を締結させないための措置
- （3）前2号に掲げるもののほか、暴力団を利用することとならないようにするために必要な措置（市民等に対する支援等）

第8条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

—— 岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（抜粋）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- （1）役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- （2）暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- （3）役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- （4）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- （5）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- （6）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- （7）排除措置業者を下請負人等としていた場合において、当該下請負人等との契約の解除を求め、これに従わない法人等
- （8）暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠った法人等